

## 上北山村中小企業者等事業継続支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動を縮小せざるを得ない中小企業者等を支援するため、事業継続に必要な経費に対し中小企業者等支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、中小企業者等とは中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項から第4項に規定する中小企業者又は中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

### (支援対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、次のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 令和3年1月29日午後5時までに新型コロナウイルス感染症に関するセーフティネット保証第4号、5号又は危機関連保証の申請を本村に申請した者。
- (2) 令和3年1月29日午後5時までに新型コロナウイルス感染症に関するセーフティネット保証第4号、5号又は危機関連保証の認定を受け金融機関への借入を行った者（金融機関への借入の手続きを行っている者も含む。）
- (3) 上北山村内に引続き3ヶ月以上法人登記されている事業所を有している者（法人登記されていない事業所を有する場合は、引続き3ヶ月以上上北山村の住民基本台帳に記録されている住所を有している者）
- (4) 3ヶ月以上同一事業を営んでいる者
  - 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる中小企業等には支援金の交付はしないものとする。
    - (1) 村税を滞納している者
    - (2) 以下のいずれかに該当する者
      - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
      - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
      - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### (支援事業)

第4条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援事業」という。）は、中小企業者等が上北山村内において事業活動を継続するために必要な経費（賃

料、運転資金、業態変更、業務効率向上のための IT 化、その他の事業活動を継続する為に必要と認められる事業経費)の支払とする。

(支援金の交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、上北山村中小企業者等事業継続支援金交付申請書兼請求書(第 1 号様式)により令和 3 年 1 月 29 日までに村長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1 の申請者につき 1 回を限度とする。

(交付の決定)

第 6 条 村長は、前条第 1 項の規定による申請書があったときは、その内容を審査のうえ、支援金の交付を決定したときは、上北山村中小企業者等事業継続支援金交付決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付決定の取消し等)

第 7 条 村長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部をとりけすことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 支援金の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他村長が不相当と認めたとき。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 18 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。